（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令の一部改正）

第八条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第三条第一項に規定する郵便局の基準を定める省令（平成十九年総務省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「、区」の下に「又は総合区」を、「又は区」の下に「若しくは総合区」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条から第八条までの規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第十三項」の下に「、第二百五十一条の三の二第三項、第二百五十二条の二第七項」を加え、同表地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の項中「及び第二十二条」を「、第二十二条、第二十二条の二、第二十二条の三第二項及び第三項、第二十二条の四並びに第二十二条の五」に改める。

（自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令の一部改正）

3　自治紛争処理委員の調停、審査及び処理方策の提示の手続に関する省令（平成二十一年総務省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条に次の二号を加える。

四　申請の年月日

五　前各号に掲げるもののほか、処理方策の提示を行うについて参考となる事項

○総務省令第四号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十四条の四十九の規定に基づき、地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

総務大臣　山本　早苗

地方自治法第二百五十二条の二十一の三第一項に規定する総務大臣の勧告の手続に関する省令

（趣旨）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百五十二条の二十一の三第一項の規定による勧告の求め（以下「勧告の求め」という。）に関する総務大臣の勧告の手続については、法及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（申請書）

第二条　法第二百五十二条の二十一の三第一項の文書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　指定都市の市長及び当該指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）の知事

二　総務大臣の勧告を求める事項（指定都市の市長及び包括都道府県の知事の主張の要点を含む。）

三　指定都市都道府県調整会議における協議の経過

四　申請の年月日

五　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が勧告を行うについて参考となる事項

（指定都市都道府県勧告調整委員の職務の執行）

第三条　指定都市都道府県勧告調整委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法令に基づいてその職務を執行しなければならない。

（代表指定都市都道府県勧告調整委員）

第四条　指定都市都道府県勧告調整委員は、代表指定都市都道府県勧告調整委員を互選しなければならない。

2　代表指定都市都道府県勧告調整委員は、法第二百五十二条の二十一の四第一項の規定による勧告の求めがあった事項に関する指定都市都道府県勧告調整委員の意見（以下「勧告に関する意見」という。）を述べるための審議を行う会議（以下単に「会議」という。）を主宰し、指定都市都道府県勧告調整委員を代表する。

3　代表指定都市都道府県勧告調整委員に事故があるときは、代表指定都市都道府県勧告調整委員の指定する指定都市都道府県勧告調整委員がその職務を代理する。

（指定都市都道府県勧告調整委員の異動）

第五条　法第二百五十二条の二十一の四第五項の規定並びに同条第六項の規定により準用する法第二百五十条の九第八項、第九項（第二号を除く。）、第十項及び第十一項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員に欠員を生じた場合においては、法第二百五十二条の二十一の四第二項に定める資格を有する者のうちから、総務大臣が指定都市都道府県勧告調整委員を任命することができる。

2　前項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員の中に異動があった場合においても、既に行った勧告に関する意見を述べる手続は、影響を受けないものとする。

（会議の招集）

第六条　会議は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを招集する。

2　会議の期日及び場所は、代表指定都市都道府県勧告調整委員がこれを定める。

3　代表指定都市都道府県勧告調整委員は、必要があると認めるときは、会議の期日及び場所を変更することができる。

（会議の秩序の維持）

第七条　会議の期日における秩序の維持は、代表指定都市都道府県勧告調整委員が行う。

2　代表指定都市都道府県勧告調整委員は、前項に定めるもののほか、勧告に関する意見を述べる手続の円滑な進行を確保するために必要な措置をとることができる。

（会議の公開）

第八条　指定都市の市長又は包括都道府県の知事が出席する会議は、指定都市都道府県勧告調整委員が公開とすることを相当と認める場合に限り公開する。

（参考人の陳述等）

第九条　指定都市都道府県勧告調整委員は、勧告に関する意見を述べるため必要があると認めるときは、事件の参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼することができる。

（指定都市都道府県勧告調整委員による情報の収集）

第十条　指定都市都道府県勧告調整委員は、令第百七十四条の四十八の八第五項及び前条の規定により情報の収集を行うときは、会議の期日外においてもこれを行うことができる。

（指定都市都道府県勧告調整委員の合議）

第十一条　次に掲げる事項は、指定都市都道府県勧告調整委員の合議によるものとする。

一　第八条の規定による会議の公開の決定

二　第九条の規定による参考人による陳述又は鑑定人による鑑定の依頼の決定

（代理人の選任及び解任の届出）

第十二条　指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、代理人を選任したときは、書面をもってその者の氏名及び職業を指定都市都道府県勧告調整委員に届け出なければならない。解任したときも、同様とする。